

第1章 総則

(目的)

第1条 この規程は、京都精華大学学則(以下「大学学則」という。)の規定に基づき、京都精華大学(以下「本学」という。)における入学から卒業までの授業科目(以下「科目」という。)の履修登録、受講、単位修得方法等に関し必要な事項を定める。

第2章 単位の修得

( Semester制)

第2条 科目の開講方法は Semester制とする。

2 本規程における Semester制とは、前期または後期の各学期をもって各科目を完結させる制度のことをいう。

(授業時間)

第3条 授業時間は次の表に掲げるとおりとする。

1 講時	2 講時	3 講時	4 講時	5 講時	6 講時
9:00～10:30	10:40～12:10	13:00～14:30	14:40～16:10	16:20～17:50	18:00～19:30

(単位の修得)

第4条 当該学期の履修登録を行った科目(以下「履修科目」という。)について単位を修得することができる。

- 2 履修科目の単位を修得するためには、授業および授業外学修を行い、大学学則第19条の規定に従って60点以上の成績評価を取得しなければならない。
- 3 単位は、各授業科目のシラバスに基づき、学習意欲の把握、試験やレポート、卒業論文などの適切な方法により、学修成果を厳格かつ適正に評価し授与されるものとする。
- 4 原則として、履修科目の授業にはすべて出席しなければならない。
- 5 代人に受講させる等、授業出席に関して不正行為と判断された場合は、当該科目の成績評価は0点となり、単位を修得できない。
- 6 学期末試験および授業時間内に実施される中間テストならびに小テスト等の各種試験において、不正行為と判断された場合は、当該科目のみならず、当該学期の全履修科目の成績評価は0点となり、単位を修得できない場合がある。
- 7 課題レポートや論文等の作成において、剽窃またはインターネットからのコピー・アンド・ペースト等の不正行為と判断された場合は、当該科目のみならず、当該学期の全履修科目の成績評価は0点となり、単位を修得できない場合がある。

(履修登録)

第5条 履修登録とは、履修する科目を、自らの責任において、大学の指定した方法により登録することをいう。

第6条 履修登録は原則、学期ごとに行い、所定の期間内に完了しなければならない。

- 2 所定の期間内に履修登録を行わなかった場合は、当該学期における登録はなかったものとし、授業への出席や各種試験受験等の事実に関わらず、単位を修得できない。
- 3 やむをえない事情により所定の期間内に履修登録を完了できない場合は、あらかじめ教学グループに申し出て許可を得なければならない。
- 4 履修登録においては、授業の方法及び内容、到達目標、成績評価の方法や基準その他の事項を記載したシラバスを、当該年度に開講する授業科目ごとに作成し、公開する。
- 5 履修登録は、授業外学修に要する学修時間を考慮するとともに、4年間の学修計画を立て、進級、卒業要件等を自ら確認したうえで慎重に行わなければならない。
- 6 本規程に定めるもののほか、履修に関わる必要な事項は、別途公示する。
- 7 履修確認後は、登録した科目の変更や追加等は原則認められない。

第7条 履修科目の取消は、原則として認めない。やむを得ず取り消す必要がある場合は、指定された期間内に、指示された方法で、自らの責任において履修取消の手続を行わなければならない。

- 2 履修取消について指示された方法で手続を行った場合でも、卒業要件や履修者数などの理由で取消が認められない場合がある。

3 手続を行わずに放棄した科目の成績評価については、大学学則第 19 条第 3 項に定める GPA の算出時に算入する。

(履修上限単位)

第 8 条 各学期に履修登録できる単位数は、24 単位を限度とする。ただし、次の各号に定める科目等の単位数は、これに算入しない。

- (1) 全学共通教育科目のうち、全学教養科目「インターンシップ」「スポーツ実習(集中)」全学専門科目副専攻「京都の伝統産業演習」
- (2) 教職に関する科目
- (3) 博物館学芸員に関する科目
- (4) 図書館司書に関する科目
- (5) 大学コンソーシアム京都等による本学が認めた単位互換科目。

2 前項の規定にかかわらず、教務委員会が必要と判断した場合は、各学期の限度となる単位を超えた履修を認めることがある。

(配当年次)

第 9 条 当該科目が履修可能な学年を配当年次という。上級配当年次の科目を、原則として下級年次の学生が履修することはできない。

2 前項の規定にかかわらず、教務委員会が特に教育上有益と判断した場合は、上級配当年次の科目の履修を認めることがある。

(不開講科目)

第 10 条 年度や学期によって開講されない科目がある。

2 授業開講人数基準については、「京都精華大学授業開講基準」に定める。

3 授業開講人数基準によって不開講となった科目において当該科目の履修者が希望する場合には他の科目を相当単位数分、新たに登録することができる。

(履修者数の制限)

第 11 条 科目によって、授業を円滑に開講するために履修者数を制限することがある。

2 前項にもとづき、履修登録を行う前に抽選または選考を行うことがある。

3 抽選または選考が必要な科目について、これを経ないで履修登録を行った場合は、当該科目の登録は無効となる。

(既修得科目の履修)

第 12 条 単位を修得した科目は、再度履修することはできない。

(同一時限の重複履修)

第 13 条 当該学期の同一時限に重複して科目を履修することはできない。

(再履修)

第 14 条 不合格になった科目を再度履修登録することを再履修という。

(標準修得単位数)

第 14 条の 2 4 年間で卒業するための各学年における標準的な修得単位数を標準修得単位数とし、31 単位と定める。

(授業料未納者の扱い)

第 15 条 授業料その他納付金の未納者は、当該学期の履修登録は無効となり、授業への出席や各種試験受験等の事実にかかわらず、単位を修得することができない。

(出席等の取扱)

第 16 条 授業への出席に際しては、常時、学生証を携帯しなければならない。

2 学生証の不携帯は、担当教員の判断により欠席として扱われることがある。

(公欠)

第 17 条 当該授業への不参加を欠席として扱わないことを公欠という。当該授業における教授内容(各種の試験やレポートの提出を含む)を免除するものではない。公欠となる欠席の理由については別表第 1 に定める。

(長期欠席)

第 18 条 1 ヶ月を超えて欠席することを長期欠席という。長期欠席をする学生は、授業担当教員に連絡をするとともに、診断書等を教務チームに提出しなければならない。ただし、本規程第 17 条に定める公欠には該当しない。

(成績評価)

第 19 条 履修科目の成績は、学期末試験、期中のテスト等の試験、レポート、授業への参加度等を総合評価する。具体的な評価方法と評価基準は、履修科目の担当教員がシラバスにて公示する。

(成績通知)

第20条 成績は学期ごとに大学が定める方法によって学生本人および学費支弁者に対して通知する。

(Grade Point)

第21条 履修科目に応じて、相応する Grade Point を付与する。Grade Point の付与基準は大学学則第19条第3項に定める。

第22条 学生が学修の成果を自ら検証するための指標として、Grade Point Average (以下「GPA」という)を算出する。

2 GPAを算出するための対象科目(以下「GPA対象科目」という)は、原則として卒業要件単位に算入する全科目とする。ただし、単位認定科目等、成績点数の表記がない科目は除外する。

3 履修取消について指示された方法で手続を行い、取消が認められた科目は、GPAの算出から除外する。

(成績評価)

第23条 成績評価は、次学期における他の科目の履修可否や留学等学内の諸制度の選考における判定基準として利用される。

2 GPAの算出対象科目は、過年度の不合格科目も含めた卒業要件の対象となる全履修科目とする。

3 一旦不合格になった科目を次学期以降に再履修した場合は、当該科目の成績が更新される。

(進級、留年、成績不良による退学勧告)

第23条の2 大学学則第12条第2項に定める進級とは、当該学年での学修を修了し、次学年での学修を開始することをいう。進級するためには、各学年において次の各項の進級要件を充足しなければならない。ただし、本学が派遣する1年以上の長期留学参加者はこの限りではない。

2 1年次生が2年次へ進級するための要件は、別表第2の1に定める。

3 2年次生が3年次へ進級するための要件は、別表第2の2に定める。

4 3年次生が4年次へ進級するための要件は、別表第2の3に定める。

第23条の3 前条に定める進級要件を充足できない者は、大学学則第12条第2項に基づき当該年次に留年となる。

2 留年者に対して当該学部は教員が面談指導を行う。面談結果とGPA等を勘案し成業の見込がないと判断した場合は、当該学部運営会議の議を経て、学部長は当該学生に休学及び退学勧奨を行うことができる。

3 面談指導には、学費支弁者等を同伴させることができる。

(編入学)

第24条 大学学則第27条に定める編入学を許可された者が入学する前の大学等において修得した単位のうち、入学する年次において以下の通り定めた範囲で本学において履修し、修得したものとみなすことができる。

2年次編入学者 30単位

3年次編入学者 62単位

第25条 単位認定の手続は、入学までに、次の各号に定める書類を添付して、指定した期日までに本学へ申請しなければならない。

(1) 出身大学、短期大学、高等専門学校または専修学校の既修得単位を証明する成績証明書または単位修得証明書

(2) 既修得科目のシラバス

第26条 認定対象科目は、本学科目の中から教務委員会が適当と認める科目とする。

第27条 単位の認定は、申請手続時に提出された成績証明書、講義概要等により判断する。

2 次の各号のいずれかに該当する場合は、単位を認定しないことがある。

(1) 既修得科目の授業時間数および単位計算方法が本学の基準に準じたものでない場合

(2) 成績評価が低い場合

第28条 編入学生の修業年限は以下の通りとする。

2年次編入学生 3年

3年次編入学生 2年

第29条 編入学生の在学年限は以下に定める期限を越えることはできない。

2年次編入学生 6年

3年次編入学生 4年

第30条 大学学則第18条第1項から第3項に定める資格においては、本規程第29条に定める修業年限の期間の範囲内で修得できないことがある。

(転入学)

第31条 転入学については大学学則第28条に定める。

(転学部、転学科)

第 32 条 転学部および転学科に関する規程は、別にこれを定める。

(入学前の既修得単位認定の取扱)

第 33 条 単位認定の手続は、入学後、指定した期日までに教学グループへ次の各号に定める書類を添えて申請しなければならない。

(1) 出身大学、短期大学、高等専門学校または専修学校の既修得単位を証明する成績証明書または単位修得証明書

(2) 既修得科目のシラバス

第 34 条 認定対象科目は、大学学則第 15 条の規定にもとづき、大学又は短期大学における既修得単位の認定にあたって、本学が指定する科目とする。

第 35 条 既修得単位の認定は、30 単位を超えない範囲で行う。

第 36 条 単位の認定は、申請手続時に提出された成績証明書、シラバス等により教務委員会からこれを委託された教務部長がこれを判断する。

2 次の各号のいずれかに該当する場合は、単位を認定しないことがある。

(1) 既修得科目の授業時間数および単位計算方法が本学の基準に準じたものでない場合

(2) 成績評価が低い場合

3 教務委員会が必要と判断した科目は、試験等を課すことがある。

(文部科学大臣の認定を受けた技能審査の合格に係る学修により認定できる単位)

第 37 条 大学学則第 14 条により次の各号のいずれかに該当する資格試験（以下「試験」という。）で、次項に定める成績基準を満たした場合、本学における全学教養科目として開講する授業科目の一部を履修したものとみなし、単位を与えることができるものとする。

(1) 実用英語技能検定試験（以下「英検」という。）

(2) TOEFL (Test of English as a Foreign Language)

(3) TOEIC (Test of English for International Communication)

(4) IELTS (International English Language Testing System)

(5) JLPT (日本語能力試験)

2 前項に規定する試験での単位認定の成績基準、授業科目及び認定単位数は、別表第 3 に定める。

ただし、認定時において、当該授業科目の単位を既に修得している場合は、その単位数を控除して認定する。

3 上記第 1 項による単位認定の手続は、入学後、指定した期日までに教学グループへ次の各号に定める書類を添えて申請しなければならない。

(1) 当該資格試験に関する認定（合格）通知書又は成績証明書（ただし、原本に限る。）

(2) 本学が定める所定の単位認定申込書

4 教務委員会は、当該授業科目にあたる「英語」並びに「日本語」について、上記第 3 項によって申し出があった場合、単位認定にあたり、必要に応じて申請者と面談の上、その適切性を判断する場合がある。

(暴風警報、特別警報、交通機関運休による休校、休講措置)

第 38 条 次の各号のいずれかに該当する場合は、休校・休講措置をとることとする。その場合の条件は別表第 4 の 1 および別表第 4 の 2 に基づく。

(1) 気象庁が発表する気象警報において、「京都府南部」（もしくはその細分区域である「南丹・京丹波」、「京都・亀岡」、「山城中部」、「山城南部」のいずれかの地域）に暴風警報、もしくは特別警報が発令されたとき。

(2) JR 在来線（米原～神戸）、叡山電鉄（鞍馬線）、京都市営地下鉄、および京阪電鉄（本線）、阪急電鉄（京都線）、近畿日本鉄道（京都線）のいずれかが運休になり、なおかつバス等の代替手段がないとき。

2 第 1 項の規定には、大雨洪水警報ないし大雪警報は含まれない。

3 第 1 項の規定にかかわらず、災害その他特別の事由がある場合は、学長の判断により臨時に休講の措置を講ずることがある。

(雑則)

第 39 条 本規程に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

(事務担当部署)

第 40 条 この規程に関する事務は、教学グループが担当する。

(改廃)

第 41 条 この規程の改廃は、常務理事会の議を経て、学長が行う。

附 則

1 この規程は、2018 年 2 月 26 日に制定し、2018 年 4 月 1 日入学者から適用する。

- 2 2018年10月15日に改定・施行し、別表第1及び別表第3については2018年4月1日から遡及適用する。
- 3 2019年2月18日改定・施行
- 4 2020年1月20日改定・施行

別表第1（第17条関係） 公欠として認められる事由

事由	要件	日数
忌引	1 親等の血族または配偶者	7日
	2 親等の直系血族	3日
	1 親等の姻族	3日
	上記以外の3親等以内の血族	1日
	2親等以内の姻族	1日
通学経路の交通機関が事故などにより不通になった場合		当該事由が解消されるまで
教育実習、博物館実習、介護等体験、学外実習		当該実習期間
学校感染症	学校保健安全法に定める感染症を罹患した場合	学校保健安全法施行規則に定められた期間
外国人留学生の在留申請等手続き		1日（入国管理局出頭当日）
裁判員制度による裁判への参加		制度により定められた期間

別表第2（第23条の2関係）の1

1年次生が2年次へ進級するための要件

学部・学科・コース	要件
芸術学部造形学科	基礎ゼミ 絵画基礎 工芸基礎 彫刻基礎 デザイン基礎 計14単位
デザイン学部イラスト学科	イメージ表現1 イメージ表現2 計6単位
デザイン学部ビジュアルデザイン学科 （全コース）	ビジュアルデザイン基礎1 ビジュアルデザイン基礎2 ビジュアルデザイン基礎3 ビジュアルデザイン基礎4 ビジュアルデザイン基礎5 ビジュアルデザイン基礎6 計12単位 および デザインスキル1 デザインスキル2 デザインスキル3 デザインスキル4 上記より4単位以上
デザイン学部プロダクトデザイン学科 （全コース）	工芸1 工芸2 基礎デザイン1 絵画基礎 立体構成 デザインテクノロジー1 京都デザイン 計20単位
デザイン学部建築学科	設計基礎1 設計基礎2

	計 6 単位
マンガ学部マンガ学科 カートゥーンコース	デッサン 1 デッサン 2 絵画技法 1 絵画技法 2 計 12 単位
マンガ学部マンガ学科 ストーリーマンガコース	マンガデッサン 1 マンガデッサン 2 絵画技法 1 絵画技法 2 計 12 単位
マンガ学部マンガ学科 キャラクターデザインコース	デザイン 1 デザイン 2 絵画技法 1 絵画技法 2 計 12 単位
マンガ学部マンガ学科 新世代マンガコース	ネームドリル実習 1 ネームドリル実習 2 絵画技法 1 絵画技法 2 計 12 単位
マンガ学部アニメーション学科	アニメーションモーション基礎演習 1 アニメーションモーション基礎演習 2 アニメーション基礎研究 1 アニメーション基礎研究 2 アニメーション造形基礎実習 1 アニメーション造形基礎実習 2 アニメーション CG 演習 1 アニメーション CG 演習 2 上記より 6 科目以上
ポピュラーカルチャー学部 ポピュラーカルチャー学科 (全コース)	基礎実習 1 基礎実習 2 基礎実習 3 基礎実習 4 計 12 単位
人文学部 総合人文学科	進級要件は定めていない

別表第 2 (第 23 条の 2 関係) の 2  
2 年次生が 3 年次へ進級するための要件

芸術学部造形学科	造形基礎 1 造形基礎 2 造形基礎 3 造形基礎 4 計 16 単位
デザイン学部イラスト学科	イメージ表現 3 イメージ表現 4 計 6 単位
デザイン学部ビジュアルデザイン学科 グラフィックデザインコース	グラフィックデザイン 1 グラフィックデザイン 2 グラフィックデザイン 3 グラフィックデザイン 4 グラフィックデザイン 5 グラフィックデザイン 6 計 18 単位

デザイン学部ビジュアルデザイン学科 デジタルクリエイションコース	クリエイション1 クリエイション2 クリエイション3 クリエイション4 クリエイション5 クリエイション6 計 18 単位
デザイン学部プロダクトデザイン学科 (全コース)	基礎デザイン2 基礎デザイン3 立体造形1 立体造形2 計 12 単位 および デザインマテリアル1 デザインマテリアル2 デザインマテリアル3 デザインマテリアル4 上記より 6 単位以上
デザイン学部建築学科	設計基礎3 設計基礎4 計 6 単位
マンガ学部マンガ学科 カートゥーンコース	クロッキー1 クロッキー2 風刺画1 風刺画2 計 12 単位
マンガ学部マンガ学科 ストーリーマンガコース	表現技法1 表現技法2 脚本実習1 脚本実習2 計 12 単位
マンガ学部マンガ学科 キャラクターデザインコース	表現技法1 表現技法2 キャラクター造形実習1 キャラクター造形実習2 計 12 単位
マンガ学部マンガ学科 新世代マンガコース	脚本実習1 脚本実習2 制作実習1 制作実習2 計 12 単位
マンガ学部アニメーション学科	アニメーションモーション基礎演習1 アニメーションモーション基礎演習2 アニメーション基礎研究1 アニメーション基礎研究2 アニメーション造形基礎実習1 アニメーション造形基礎実習2 アニメーションCG演習1 アニメーションCG演習2 アニメーション演出論1 アニメーション演出論2 アニメーション分析演習1 アニメーション分析演習2 上記より 10 科目以上
ポピュラーカルチャー学部 ポピュラーカルチャー学科 (全コース)	制作実習1 制作実習2 制作実習3 制作実習4

	計 12 単位
人文学部 総合人文学科	ことば演習 発展ことば演習 英語 1 英語 2 (留学生は「日本語 1」「日本語 2」) その他 2 年次前期開講語学科目 (1 科目) 哲学概論 1 哲学概論 2 人文学概論 1 人文学概論 2 初年次演習 1 初年次演習 2 フィールドワーク概論 地域学 現場学 社会創造演習 計 30 単位 文学専攻においては、 文学概論 日本文学研究 文学専門演習 1 文学専門演習 2 歴史専攻においては、 歴史学概論 日本史研究 歴史専門演習 1 歴史専門演習 2 社会専攻においては、 社会研究概論 社会研究 社会専門演習 1 社会専門演習 2 それぞれ 計 8 単位

別表第 2 (第 23 条の 2 関係) の 3  
3 年次生が 4 年次へ進級するための要件

芸術学部 造形学科	造形実習 1 造形実習 2 造形実習 3 造形実習 4 計 16 単位
デザイン学部イラスト学科	イラストレーション 1 イラストレーション 2 イラストレーション 3 イラストレーション 4 絵本 1 絵本 2 ビジュアルアート 1 ビジュアルアート 2 ビジュアルデザイン 1 ビジュアルデザイン 2 ビジュアルデザイン 3 ビジュアルデザイン 4 上記より 12 単位以上
デザイン学部ビジュアルデザイン学科 (全コース)	プロジェクト 1 プロジェクト 2 プロジェクト 3



	プロジェクト4 プロジェクト5 プロジェクト6 計 14 単位
デザイン学部プロダクトデザイン学科 プロダクトコミュニケーションコース	プロダクトコミュニケーション1 プロダクトコミュニケーション2 プロダクトコミュニケーション3 プロダクトコミュニケーション4 プロダクトコミュニケーション5 プロダクトコミュニケーション6 プロダクトコミュニケーション7 プロダクトコミュニケーション8 プロダクトデザイン1 プロダクトデザイン2 上記より 12 単位以上
デザイン学部プロダクトデザイン学科 ライフクリエイションコース	ライフクリエイション1 ライフクリエイション2 ライフクリエイション3 ライフクリエイション4 ライフクリエイション5 ライフクリエイション6 ライフクリエイション7 ライフクリエイション8 プロダクトデザイン1 プロダクトデザイン2 上記より 12 単位以上
デザイン学部建築学科	設計1 設計2 計 12 単位
マンガ学部マンガ学科 カートゥーンコース	カートゥーン1 カートゥーン2 計 6 単位
マンガ学部マンガ学科 ストーリーマンガコース	表現技法3 表現技法4 脚本実習3 脚本実習4 計 12 単位
マンガ学部マンガ学科 キャラクターデザインコース	キャラクター造形実習3 キャラクター造形実習4 計 6 単位
マンガ学部マンガ学科 新世代マンガコース	表現技法1 表現技法2 計 6 単位
マンガ学部アニメーション学科	アニメーションモーション基礎演習1 アニメーションモーション基礎演習2 アニメーション基礎研究1 アニメーション基礎研究2 アニメーション造形基礎実習1 アニメーション造形基礎実習2 アニメーションCG演習1 アニメーションCG演習2 アニメーション演出論1 アニメーション演出論2 アニメーション分析演習1 アニメーション分析演習2 アニメーション創作実習1 アニメーション創作実習2

	ポストプロダクション実習 1 ポストプロダクション実習 2 アニメーション造形実践実習 1 アニメーション造形実践実習 2 アニメーションCG実習 1 アニメーションCG実習 2 上記より必修 12 科目かつ選択必修 2 科目以上
ポピュラーカルチャー学部 ポピュラーカルチャー学科 (全コース)	応用実習 1 応用実習 2 応用実習 3 応用実習 4 上記より半期 3 単位以上、通年で計 6 単位以上
人文学部 総合人文学科	進級要件は定めない

別表第 3 (第 37 条関係) 文部科学大臣の認定を受けた技能審査の合格に係る学修により認定できる単位

対象科目	成績基準 (スコア/級)	授業科目及び認定単位数
英語科目	TOEIC 650 点以上	「英語 1」、「英語 2」、「英語 3」に加え、「英語 4」すなわち 8 単位を認定する
	TOEFL(PBT) 520 点以上	
	(CBT) 190 点以上	
	(iBT) 68 点以上	
	英検 準 1 級以上	
	IELTS 6 点以上	
	TOEIC 600 点以上	「英語 1」、「英語 2」に加え、「英語 3」すなわち 6 単位を認定する
	TOEFL(PBT) 500 点以上	
	(CBT) 173 点以上	
	(iBT) 61 点以上	
	IELTS 5.5 点以上	
	TOEIC 550 点以上	「英語 1」に加え、「英語 2」、すなわち 4 単位を認定する
	TOEFL(PBT) 480 点以上	
	(CBT) 157 点以上	
	(iBT) 54 点以上	
	IELTS 5 点以上	「英語 1」すなわち 2 単位を認定する
TOEIC 500 点以上		
TOEFL(PBT) 470 点以上		
(CBT) 150 点以上		
(iBT) 32 点以上		
IELTS 4.5 点以上	申請があった場合、教務委員会で審議の上、学長に提案し、学長が適切と認めた場合、相当数の科目並びに単位を認定する。	
その他の資格試験		

日本語科目	日本語能力試験 N1 以上	「日本語 1」、「日本語 2」すなわち 4 単位を認定する
-------	---------------	-------------------------------

注) TOEFL における「CBT」はコンピューター方式のテスト、「PBT」はペーパー方式のテスト、「iBT」はインターネット方式のテストを示す。

別表第 4 (第 38 条関係) の 1

休校・休講の判断基準 (気象警報)

基準時刻	条件	休校・休講の措置
午前 7 時	警報が解除されている	平常授業実施
	警報が解除されていない	午前中休講
午前 9 時	警報が解除されている	3 講時より平常授業実施
	警報が解除されていない	終日休校

9 時よりも後に警報発令となった場合は、その時点から休講とする。

別表第 4 (第 38 条関係) の 2

休校・休講の判断基準 (交通機関運行の状況)

基準時刻	条件	休校・休講の措置
午前 7 時	運行が再開されている	平常授業実施
	運行が再開されていない	午前中休講
午前 9 時	運行が再開されている	3 講時より平常授業実施
	運行が再開されていない	終日休校

9 時よりも後に警報発令となった場合は、その時点から休講とする。